

## 熊取町既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、建築物の耐震診断の実施を促進するため、本町の区域内に存する建築物（国、都道府県及び市町村等が所有する建築物を除く。以下「民間建築物」という。）の耐震診断を実施する所有者に対して、熊取町既存建築物耐震診断補助金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とし、その交付については補助金交付規則（昭和51年規則第3号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する建築物のうち木造のもので、一戸建ての住宅、長屋住宅及び共同住宅、併用住宅（いずれも混構造を含む。）に該当するものをいう。
- (2) 耐震診断 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐促法」という。）第4条第2項第3号の指針に基づき行う診断
- (3) 耐震診断技術者 次に掲げる建築技術者をいい、その者が所属する建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の登録を受けている建築士事務所及び建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者を含むものとする。
  - ア 木造建築物の耐震診断においては、次のいずれかに該当するものをいう。
    - i) 一般財団法人日本建築防災協会主催木造住宅の耐震診断と補強方法講習会の受講修了者であり、かつ、建築士法第2条第1項に規定する一級建築士、二級建築士及び木造建築士
    - ii) 公益社団法人大阪府建築士会主催既存木造住宅の耐震診断・改修講習会を受講し、かつ、受講修了者名簿に登録された者
  - イ 鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（以下「非木造」という。）の建築物の耐震診断においては、建築士法第2条第1項に規定する一級建築士及び二級建築士で、都道府県、市町村、一般財団法人日本建築防災協会等が主催する既存建築物の耐震診断に関する講習会を受講し、受講修了者として都道府県に登録した者
- (4) 協力機関 一般財団法人大阪建築防災センター及び一般社団法人大阪府建築士事務所協会等で、耐震診断技術者の斡旋等を適正に行うことができる機関

### (補助対象建築物)

第3条 補助の対象となる民間建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、法の規定に適合し、次の各号に掲げる要件に該当する建築物とする。

- (1) 原則として、昭和56年5月31日以前に法第6条第1項の規定による建築主事の確

認を受けて建築されたものであること。

- (2) 住宅（長屋、併用住宅及び共同住宅を含み、現に居住しているもの又はこれから居住しようとするものに限る。）又は耐促法第6条に規定する特定建築物（現に使用しているものに限る。）

（補助対象者）

第4条 補助の対象となるものは、第3条に規定する補助対象建築物の所有者（区分所有建築物にあつては、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する団体）とする。

（補助金額）

第5条 補助金の額は、次に掲げる額とする。

- (1) 特定建築物については、耐震診断に要した費用（補修費、修繕費を除く。以下この条において同じ。）の2分の1とする。ただし、1,000,000円を限度とする。
- (2) 住宅にあつては、補助額を1戸あたり25,000円として計算した額と前号の規定により算出した額のいずれか低い額を限度とする。
- (3) 前号の規定にかかわらず、木造住宅にあつては、耐震診断に要した費用の11分の10とし、1戸あたり50,000円を限度とする。ただし、耐震診断費用は、1平方メートルあたり1,100円以内とする。

2 前項の補助額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、耐震診断を実施する前に、既存民間建築物耐震診断補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 法第6条第4項に規定する当該建築物の確認済証の写し又は法第7条第5項に規定する当該建築物の検査済証の写し。（書類がない場合は、建築年月日等が確認できるもの。）
- (2) 当該建築物の所有者であることが確認できるもの。
- (3) 耐震診断の見積書
- (4) 当該建築物の所有者と占有者（居住者）又は土地所有者とが異なる場合は、それら利害関係者からの耐震診断の実施をしてよい旨の同意書
- (5) その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び通知）

第7条 町長は、前条の申請書を受理したときは、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、既存民間建築物耐震診断補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。この場合において、町長は、当該補助金の交付について条件を附することができる。

2 町長は、前項に規定する審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、既

存民間建築物耐震診断補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

（耐震診断の着手）

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、当該通知書を受け取った日から90日以内に診断に着手するものとし、着手したときは直ちに既存民間建築物耐震診断着手届（様式第4号）により町長に届けなければならない。

（補助申請の取下げ）

第9条 補助決定者は、第7条の規定による通知を受け取った日から10日以内に限り交付申請を取り下げることができるものとする。

2 補助金交付申請を取り下げようとする者は、既存民間建築物耐震診断補助金取下申請書（様式第5号）を提出しなければならない。

3 第1項の規定による取下げがあったときは、補助金交付の決定がなかったものとする。

（耐震診断の変更）

第10条 補助決定者は、第6条の交付申請内容を変更しようとするときは、速やかに既存民間建築物耐震診断補助金交付申請内容変更承認申請書（様式第6号）を町長に提出し、町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請書を受理したときは、第7条第1項に準じて決定の内容を変更し、既存民間建築物耐震診断補助金交付決定変更通知書（様式6-2号）により、当該申請者に通知するものとする。

（耐震診断の中止）

第11条 補助決定者は、事情により耐震診断を中止しようとするときは、速やかに既存民間建築物耐震診断中止届（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

（耐震診断の報告）

第12条 補助決定者は、耐震診断終了後、既存民間建築物耐震診断報告書（様式第8号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断費用に係る領収書
- (2) 耐震診断報告書
- (3) その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第13条 町長は、前条の規定による報告書を受理したときは、当該報告書等の内容を審査し、耐震診断が適正に行われたと認めるときは、補助金の額を確定し、既存民間建築物耐震診断補助金交付額確定通知書（様式第9号）により速やかに、補助決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第14条 補助決定者は、前条の規定による補助金の交付額確定の通知を受けたときは、既

存民間建築物耐震診断補助金請求書（様式第 10 号）を町長に提出し、当該通知に定める確定額を請求するものとする。

（補助金の交付）

第 15 条 町長は、前条の規定による補助金請求があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該請求者に対し補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第 16 条 町長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
- (2) 補助金を交付目的以外に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定に附した条件に違反したとき。
- (4) この要綱の規定又はこれに基づく指示に違反したとき。

2 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、既存民間建築物耐震診断補助金交付決定取消通知書（様式第 11 号）により補助決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第 17 条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、既存民間建築物耐震診断補助金返還命令書（様式第 12 号）により、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（補助決定者に対する指導）

第 18 条 町長は、補助決定者に対して、建築物の地震に対する安全性の向上が図られるよう必要な指導及び助言をすることができる。

（協力機関への協力依頼）

第 19 条 町長は、協力機関に対し、補助金交付手続きの一部について協力を求めることができる。

（施行細目）

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の様式により作成した用紙については、所要の調整がされているものとみなす。